平成２４年（フ）第２６号
香川県高松市新田町甲2680番地８
債務者　岡田　桂子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９５号
香川県高松市香川町浅野3474番地５
債務者　三好てるみ（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第６１号
長崎県長崎市江の浦町３番18号
債務者　小島比呂子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６６号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地64　雇用促進住宅２棟406号
債務者　中山　敬規
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９９号
長崎県西海市西彼町平山郷1240番地４
債務者　金子　充司
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１００号
長崎県西海市西彼町平山郷1240番地４
債務者　金子　沙織
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷16番地　元村公営住宅
債務者　白倉　朋子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
長崎県市為石町4650番地６
債務者　林　　浩二
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
長崎県諫早市山川町１番地５　公団住宅２棟605号、前住所静岡県磐田市国府台656番地１
債務者　向　　徹大
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
長崎県大村市久原１丁目34番地８、前住所長崎県大村市久原１丁目158番地
債務者　瀬﨑　敏満
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
長崎県大村市植松３丁目804番地　市営植松アパートＥ棟304号
債務者　五島亜希子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第８号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第18地割42番地１の２－３、住民票上の住所岩手県下閉伊郡山田町船越第10地割23番地６
債務者　攝待　聖一
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第３６号
栃木県足利市上渋垂町442番地　上渋垂団地３―11
債務者　田沼　　香
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２号
栃木県佐野市万町2774番地
債務者　柳澤　富子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第８号
栃木県足利市大橋町２―1814―６　レオパレスコンフォーツM203号、住民票上の住所栃木県栃木市箱森町48番35号
債務者　根本　園実
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２５号
栃木県足利市錦町35番地　錦町団地18―32
債務者　早川美智子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部